

令和2年松前町条例第4号

松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月18日

松前町長 岡 本 靖

松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成29年松前町条例第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(設置) 第2条 保護者の就労等により昼間家庭において保育を受けられない児童に対して必要な保育を行い、適切な遊びや生活の場を提供し、もって児童の健全な育成を図るため、次のとおり小学校区ごとに児童クラブを設置する。				(設置) 第2条 保護者の就労等により昼間家庭において保育を受けられない児童に対して必要な保育を行い、適切な遊びや生活の場を提供し、もって児童の健全な育成を図るため、次のとおり小学校区ごとに児童クラブを設置する。			
小学校区	名称	位置	定員	小学校区	名称	位置	定員
省略				省略			
岡田校区	岡田小学校放課後児童クラブ	松前町大字西高柳156番地 <u>3</u>	省略	岡田校区	岡田小学校放課後児童クラブ	松前町大字西高柳117番地 <u>1</u> 松前町大字西高柳156番地	省略

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。